

ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用したときに課される税です。

納める人（法第 75 条）

ゴルフ場を利用した人が、ゴルフ場の経営者等を通じて納めます。

◇非課税（法第 75 条の 2、75 条の 3、法附則第 12 条の 2）

- 1 年齢 18 歳未満の者
- 2 年齢 70 歳以上の者
- 3 障害者
- 4 国民スポーツ大会（公式練習を含む）での利用
- 5 体育・部活動等の学校教育活動としての利用
- 6 国際競技大会（公式練習を含む）での利用

納める額（法第 76 条、条例第 56 条）

ゴルフ場の利用者は、1 人 1 日につき 200 円～1,200 円を納めることになります。税率は、ゴルフ場の規模・利用料金等によりゴルフ場ごとに定められています。

申告と納税（法第 83 条、条例第 64 条）

ゴルフ場の経営者等が、利用した人から料金と併せて税を徴収し、毎月 15 日までに前月分を取りまとめて申告し、納めることになっています。

市町への交付金（法第 103 条）

県に納められたゴルフ場利用税の 10 分の 7 は、ゴルフ場が所在する市や町に交付されます。